

発委第4号

ヒグマ捕獲体制の強化を求める意見書案

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和 7年 3月14日

別海町議会議長 西 原 浩 殿

提出者 別海町議会福祉医療常任委員会
委員長 外 山 浩 司

ヒグマ捕獲体制の強化を求める意見書

北海道のヒグマの推定生息数は、平成2年から令和4年までの32年間で、およそ2.3倍の1万2,200頭となり、生息域も拡大を続け、人里への出没の増加とともに、現場対応を担う市町村の負担はますます大きくなっている。

ヒグマによる人身被害は、捕獲時に逆襲を受けるなど狩猟活動中が最も多く、全体の37.2%を占めている。ヒグマに対峙する従事者は危険を伴う作業となり、ヒグマの捕獲は他の鳥獣に比べ、多大な労力を要することから、従事者の育成確保など体制の強化は喫緊の課題となっている。

こうした中、令和6年10月18日の札幌高裁判決（平成30年8月、ヒグマ出没対応に係る発砲案件において、道公安委員会が、鳥獣保護管理法違反として捕獲従事者の銃所持許可を取り消した処分について、これを違法とした一審判決を取り消し、請求を棄却するとした判決）を受け、地域の担い手である捕獲従事者に不安が広がっている。

道では、人とヒグマのあつれきの低減を図るため、「北海道ヒグマ管理計画」に個体数の管理やゾーニング管理の推進などを盛り込む改定を進めているが、今後は、市町村や関係機関・団体との一層の連携協力が重要となっている。

このため環境省においては、現在、鳥獣保護管理法の改正の準備を進めているところであるが、熊が市街地等に出没した際の対応について、地域において、安全かつ円滑に有害捕獲ができるよう環境整備を進める必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずることを求める。

記

- 1 熊類が市街地等に出没した際の対応について、安全かつ円滑に対応できるようにするための鳥獣保護管理法の改正を早期に実現すること。
- 2 新たな法規定について、市町村や関係機関・団体へ十分な説明を行うとともに、着実に運用することができるよう、市街地等出没時のマニュアル作成など、市町村や関係機関・団体へ技術的な支援を行うこと。
- 3 捕獲従事者が安心して捕獲活動に従事し、安全かつ円滑に有害捕獲ができるよう、地域の捕獲体制の強化に向けた取組への支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 3月14日

北海道野付郡別海町議会議長 西 原 浩

(意見書提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 環境大臣